

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次の通り公告します。

令和6年1月24日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

神戸市障害支援区分認定業務一式

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)～(9)の要件をすべて満たす法人に限り入札に参加することができます。

(1) 令和4・5年度神戸市物品供給・製造請負・その他請負入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない者であること。

(3) 入札への参加申請受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中の法人でないこと。

(5) 租税公課を滞納していないこと。

(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(7) 神戸市内に本店があること。

(8) 下記要件のいずれかに該当する者。

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業所

②指定特定相談支援事業者のうち神戸市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行うもの

③介護保険法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人

(9) プライバシーマークを取得していること。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号 650-8570）

神戸市役所1号館6階

神戸市福祉局障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）

電話番号 078-322-6352

4 入札の参加に関する説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和6年1月24日（水）から令和6年2月13日（火）まで（神戸市の休日
を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日
を除く。）午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

障害者支援課または市ホームページ（以下URL参照）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/2024kubunnintei.html>

(3) 交付方法

無料交付

5 入札参加申請の日時及び場所

(1) 入札参加申請の日時

令和6年1月24日（水）から令和6年2月13日（火）まで（神戸市の休日
を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日
を除く。）午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申請の場所

障害者支援課

(3) 入札参加申請に関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申請をした者に限ります。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和6年2月27日（火）午後4時から午後4時15分

(2) 開札日時

令和6年2月27日（火）入札締切後、直ちに開札実施

(3) 入札及び開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所1号館24階 1246会議室

7 入札保証金に関する事項

入札保証金は規則第7条第2項の規定により免除とします。

8 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 開札を欠席したとき。

(2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(4) 入札書に記名及び押印がないとき。

(5) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。

(6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。

(7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(8) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

(10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

(11) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

9 その他

(1) 入札方法

ア 入札当日に、入札書を入札箱に投入すること。郵便による入札はできません。

イ 入札に当たっての交渉は行わないこと。

ウ 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

エ 開札には、出席すること。

(2) 落札者の決定方法

落札者の決定は、神戸市障害認定調査センター業務に係る調査1件当たりの価格に調査予定件数を乗じた価格とその他固定費との合計額によって行い、規則第10条の規定により定めた予定価格以下の価格のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。なお、調査1件当たりの単価は、市内の調査と市外の調査で異なる価格で入札することができます。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和6年4月1日（月）付で行います。